

堺感対第 3399 号  
令和 5 年 9 月 29 日

各 位

堺市 健康福祉局 保健所長  
( 公 印 省 略 )

新型コロナウイルス感染症にかかる令和 5 年 10 月 1 日以降の対応について

平素は、本市の保健衛生行政の各般にわたり、多大なご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、標記のことについて、下記のとおりまとめましたので通知いたします。

記

1. 公費負担について（診療報酬）・・・別紙 1
2. 入院調整および搬送について・・・別紙 2
3. 検査体制等について・・・別紙 3

○以下は、令和 5 年 5 月 8 日付け通知 堺感対第 705 号に、添付した資料を再掲しています。  
令和 5 年 10 月 1 日以降の取扱いに変更はありません。

4. 新型コロナウイルス感染症の発生時にかかるご報告について・・・別紙 4 - 1 ~ 4 - 3
5. 就業制限の考え方・・・別紙 5
6. 感染拡大防止への備え等について・・・別紙 6

お問合せ先

堺市 保健所 感染症対策課  
TEL : 072-222-9933  
FAX : 072-222-9876  
Mail : [kantai@city.sakai.lg.jp](mailto:kantai@city.sakai.lg.jp)